

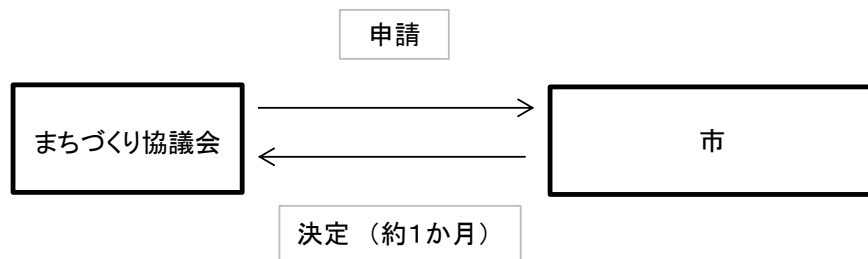
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	まちづくり協議会の認定	
処 分 の 概 要	松山市地域におけるまちづくり条例に基づき、まちづくり協議会の認定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市地域におけるまちづくり条例(平成21年条例第9号)	
条 項	第7条	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計 約1か月	
判断基準	松山市地域におけるまちづくり条例第7条の基準に基づき審査。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市地域におけるまちづくり条例 (認定)</p> <p>第7条 市長は、まちづくり協議会のうち、次の各号のいずれにも該当するものを認定することができる。</p> <p>(1) その組織が、公民館区域(松山市公民館条例(平成16年条例第3号)別表第1に規定する各公民館が事業の対象としている区域を基準として、市長が適当と認める区域をいう。)に住所を有する者及びこれらの者の地縁に基づいて形成された団体(次号において「区域住民等」という。)の大多数で構成されているもの</p> <p>(2) その活動が、区域住民等の多数の支持を得ているもの又はその見込みがあるもの</p> <p>(3) その区域が、既にこの条の規定による認定を受けているまちづくり協議会(以下「認定まちづくり協議会」という。)の区域と重複しないもの</p> <p>(4) 規約を有しているもの</p> <p>(5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をしないもの</p> <p>(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動をしないもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当するもの</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第8条 前条の規定による認定を受けようとするまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。